様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和 ８年 ６月３０日

群馬県知事　　あて

提出者　〒105-7360

住　所　東京都港区東新橋1－9－1

氏　名　株式会社安藤・間　首都圏土木支店
常務執行役員支店長　曽根　浩

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　03-3575-6180

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　安藤・間　首都圏土木支店
事業場の所在地	東京都港区東新橋1-9-1
計画期間	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06－総合工事業
② 事業の規模	資本金：17,006百万円　　完成工事高：403,384百万円 （首都圏土木支店：36,898百万円）
③ 従業員数	全社：3,570人　（首都圏土木支店：280 人）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

（日本産業規格　A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙「建設副産物管理組織図」通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	総排出量	産業廃棄物の種類毎は別紙の通り
	排出量	1,602.39 t	
	（これまでに実施した取組） 年1回の集合教育で産廃管理についての指導・教育を実施している。パトロール等で、作業所の産廃管理状態を確認し、排出抑制対策の指導を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	総排出量	産業廃棄物の種類毎は別紙の通り
	排出量	1,347 t	
	（今後実施する予定の取組） 再利用や転用にて発生を抑制する パトロールによる指導 余分な資材の持込管理による抑制 工程管理による廃棄物排出量の抑制 上記の廃棄物管理方法を設定し効率的に運用し排出抑制を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 年度混廃原単位目標を設定し取組んだ。作業所期初に分別目標を決め、管理し取り組んだ。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物保管場所の確保 作業所毎に環境行動計画を作成し管理する。 単品分別の推進と看板掲示を行い、ﾊﾟﾄﾛｰﾙで指導する。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類＿</td><td>総排出量</td><td rowspan="2">産業廃棄物の種類毎は別紙の通り</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>0　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
建設汚泥の自ら利用計画書の推進。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類＿</td><td>総排出量</td><td rowspan="2">産業廃棄物の種類毎は別紙の通り</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
建設汚泥やこれから増える解体工事のがれきの自ら利用促進に取組んでいく。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類＿</td><td>総排出量</td><td rowspan="3">産業廃棄物の種類毎は別紙の通り</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
自社で熱回収や中間処理の施設を保有していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類＿</td><td>総排出量</td><td rowspan="3">産業廃棄物の種類毎は別紙の通り</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
自社で熱回収や中間処理の施設を保有していない。</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	総排出量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	産業廃棄物の種類毎は別紙の通り

（これまでに実施した取組）
これまでに自社で埋立や海洋投入処分を行ったことは無い。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	総排出量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	産業廃棄物の種類毎は別紙の通り

（今後実施する予定の取組）
これからも自社で埋立や海洋投入処分を行う予定は無い。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	総排出量		
全処理委託量	1,602.39	t	産業廃棄物の種類毎は別紙の通り
優良認定処理業者への処理委託量	112.73	t	
再生利用業者への処理委託量	1,600.30	t	
認定熱回収業者への処理委託量	0	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	

（これまでに実施した取組）
汚泥、がれき、木くず、金属は、ほぼ100%再資源化できている。
再資源化が難しいｶﾞﾗｽ陶磁器類は分別しても中々再資源化率が上がらない。また、廃プラスチック類の再資源化に取り組んだ。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>【目標】
<table>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類＿</td><td>総排出量</td><td rowspan="6">産業廃棄物の種類毎は別紙の通り</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量＿</td><td>1,347 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>108 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>1,347 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>0 t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
再資源化率が高い汚泥、がれき、木くず、金属は今まで通りとし、再資源化率の低いガラス陶磁器類については、優良認定処理業者への委託を中心に行い、出来る限りの単品分別により再生利用業者への委託を増やし、再資源化率の向上を図る。プラスチック新法に則り、単品分別の推進を図り再資源化率を高める</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

第2面～第5面の別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	廃油	紙くず	混合廃棄物	汚泥	石綿含有	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	合計
	排出量	1,447.50 t	0.30 t	1.48 t	2.26 t	43.00 t	0.00 t	1.92 t	0.91 t	105.00 t	0.00 t	0.02 t	0.00 t	1,602.39
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	廃油	紙くず	混合廃棄物	汚泥	石綿含有	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	合計
	排出量	1,200 t	1 t	1 t	3 t	40 t	0 t	1 t	1 t	100 t	0 t	0 t	0 t	1,347

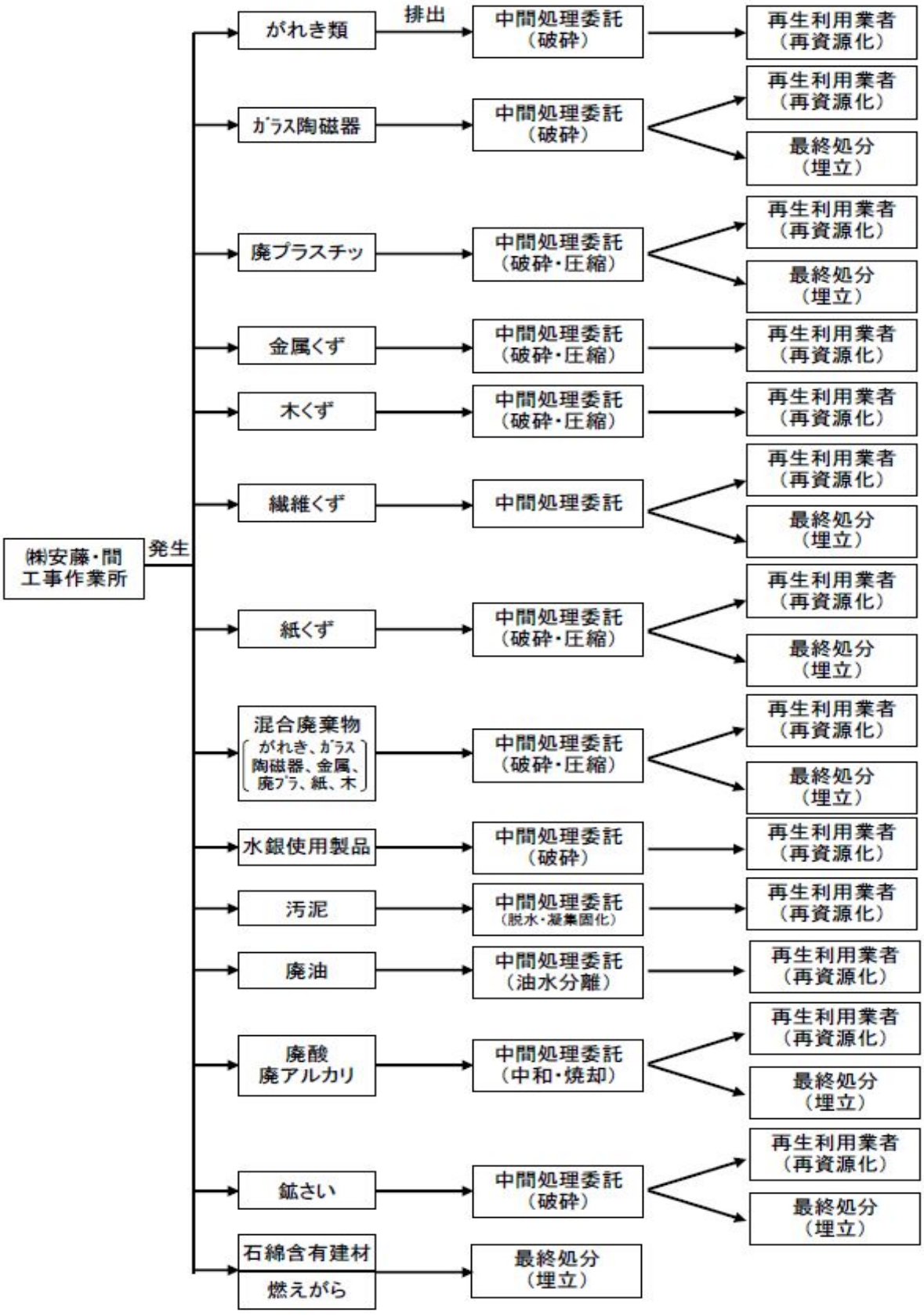
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	廃油	紙くず	混合廃棄物	汚泥	石綿含有	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	合計
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	廃油	紙くず	混合廃棄物	汚泥	石綿含有	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	合計
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	廃油	紙くず	混合廃棄物	汚泥	石綿含有	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	合計
	全処理委託量	1,447.50 t	0.30 t	1.48 t	2.26 t	43.00 t	0.00 t	1.92 t	0.91 t	105.00 t	0.00 t	0.02 t	0.00 t	1602.39
	優良認定業者処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.58 t	1.13 t	5.15 t	0.00 t	0.87 t	0.00 t	105.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	112.73
	再生利用業者への処理委託量	1,447.21 t	0.11 t	1.11 t	2.26 t	42.14 t	0.00 t	1.77 t	0.68 t	105.00 t	0.00 t	0.02 t	0.00 t	1600.30
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	廃油	紙くず	混合廃棄物	汚泥	石綿含有	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	合計
	全処理委託量	1,200 t	1 t	1 t	3 t	40 t	0 t	1 t	1 t	100 t	0 t	0 t	0 t	1,347
	優良認定業者処理業者への処理委託量	0 t	0 t	1 t	1 t	5 t	0 t	1 t	0 t	100 t	0 t	0 t	0 t	108
	再生利用業者への処理委託量	1,200 t	1 t	1 t	3 t	40 t	0 t	1 t	1 t	100 t	0 t	0 t	0 t	1,347
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0

産業廃棄物の一連の処理の工程



建設副産物管理組織図

組織	名　称	役　　割
本社	全社安全衛生品質委員会 ・環境戦略委員会 委員長	・ 全社安全衛生品質委員会・環境戦略委員会を開催し、全社方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果の評価、見直しを行う。
	土木事業本部長 建築事業本部長	・ 土木・建築分野の方針及び目的・目標を策定し、これを推進する。また、各事業における実施結果と処理実績を取りまとめ、安全品質環境本部長へ報告する。
	安全品質環境本部長	・ 建設副産物の統括窓口として、発生抑制、再生利用及び適正処理の推進を図る。 ・ 全社としての実施結果と処理実績を取りまとめる。
	土木工事管理部長 建築工事管理部長	・ 建設副産物処理に関する支店及び作業所の指導、支援を行う。 ・ 土木・建築事業の実施結果と処理実績の集計・分析を行う。
	品質環境部長	・ 建設副産物関連情報の収集に務め、的確な情報を関係部門に提供する。 ・ 環境管理システムを管理・運用する。 ・ 全社としての実施結果と処理実績の集計・分析を行う。
	研究開発推進部長	・ 技術研究所における建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図る。 （業務内容は作業所長に準ずる）
支店	支店長	・ 支店の分野方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果と処理実績の評価、見直しを行い、土木事業本部長、建築事業本部長に報告する。
	土木部長 建築部長	・ 建設副産物に関する以下の業務を行う。 ① 建設副産物処理計画の作成、処理業者の選定等において、作業所を指導・支援する。 ② 電子マニフェストの運用に当り、現場情報、業者の基本情報、及び運搬経路を登録する。 ③ 廃棄物処理の委託契約を公印管理規定に基づく公印にて締結(※1)する。 ④ 建設副産物関連法規等の情報を作業所に周知する。 ⑤ 作業所の実施結果と処理実績を集計・分析する。 ⑥ 石綿事前調査結果報告が必要な場合は、石綿事前調査結果報告システムにより報告する。
	安全環境部長	・ 建設副産物に関する以下の業務を行う。 ① 関係法令等で定められている計画、届出及び報告書について、作業所の処理実績を集計し、関係行政機関に提出を行なう。（表－３参照） ② 廃棄物処理の委託契約を確認・指導する。 ③ 電子マニフェストの運用に当り、業者の基本情報を確認する。 ④ 建設副産物関連法規等の情報を工事部門に周知すると共に、処理に関する教育・指導を行う。
	作業所長 （作業所環境管理責任者） （産業廃棄物管理責任者）	・ 建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図るために以下の業務を行う。 ① 作業所の産業廃棄物処理計画、副産物利用計画、残土処理計画、有害物、汚染土に関する内容を環境管理システムに入力する。 ② 処理業者の調査・選定を行う。（必要書類及び現地の確認） ③ 関係法令等で定められている作業所に関する計画、届出及び報告書を作成し、関係行政機関に提出する。（表－３参照） ④ 作業所内に環境管理組織を編成すると共に、建設副産物管理担当者を決めて、日常管理を確実に行わせる。 ⑤ 社員及び協力会社の作業員等の教育・指導を行う。 ⑥ 建設系廃棄物マニフェストの交付・管理、処理状況の確認を行う。 ⑦ 実施結果と処理実績を環境管理システムに入力する。

（※１）建設廃棄物処理委託契約の締結は、土木部長、建築部長又は、その上位者が行う